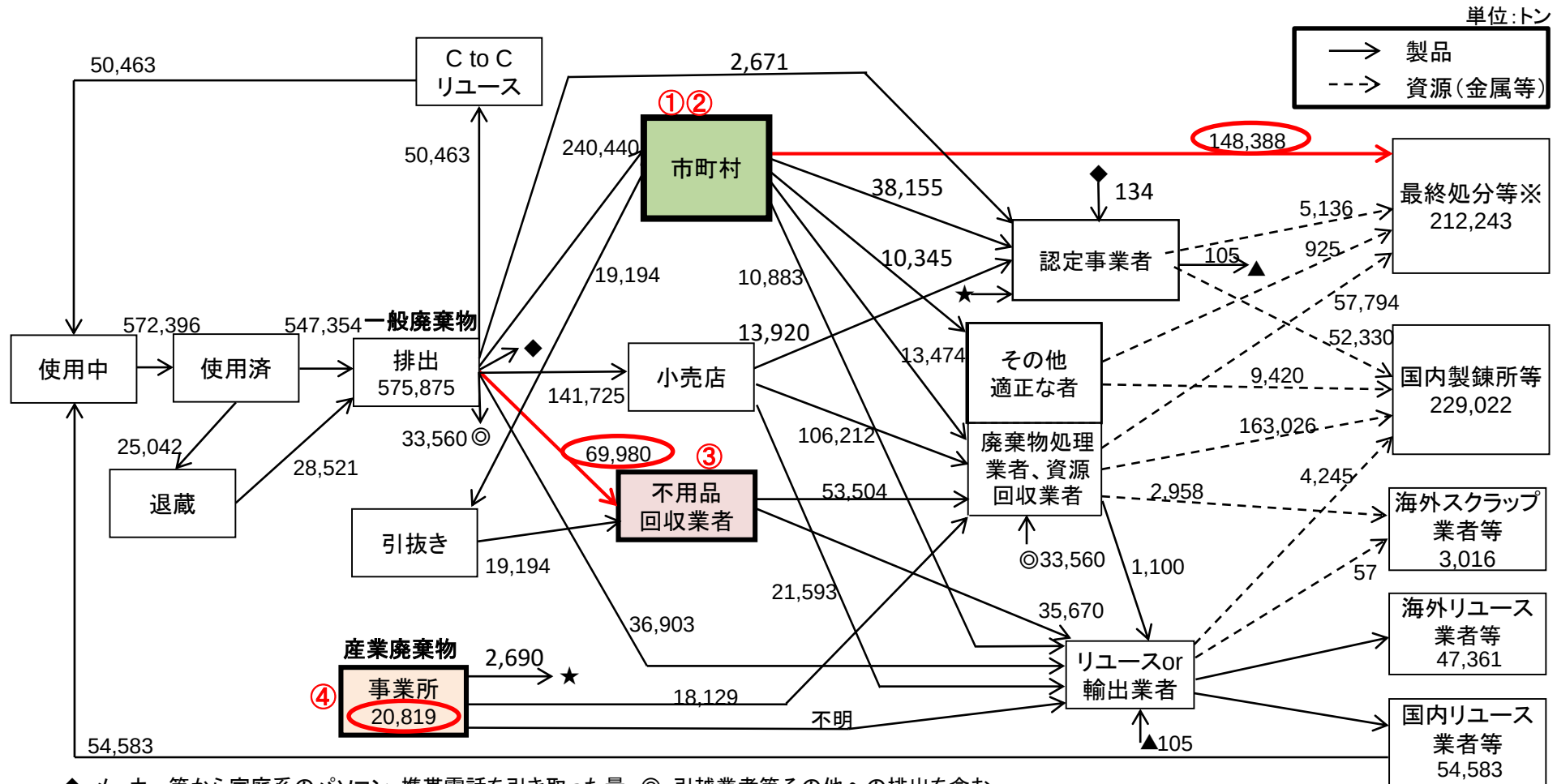


小型家電リサイクル制度推進に向けた取組について

小型家電の回収量拡大に向けた改善のポイント

○ 小型家電リサイクルの促進に向けて、特に改善すべき余地が大きいポイントは以下の通りである。

- ・ 市町村から最終処分等される小型家電（約15万トン） → 課題認識①、②（次頁参照）
- ・ 不用品回収業者へ引き渡される小型家電（約7万トン） → 課題認識③（次頁参照）
- ・ 事業所から排出される小型家電（約2万トン） → 課題認識④（次頁参照）



◆: メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取った量、◎: 引越業者等その他への排出を含む。

小売店から認定事業者のフローには、事業所から引き取ったものも含む。

※: そのまま埋立処分、焼却後、残渣を埋立処分、破碎後、残渣を埋立処分、溶融スラグ化して再利用・処分を含む。

小型家電リサイクルの促進に係る課題認識と対応（案）

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上

<対応(案)>

- 1 ピックアップ回収、ステーション回収の促進
- 2 他主体（認定事業者、小売店等）との連携促進
- 3 住民への効果的な周知（メダルプロジェクト、環境省ポータルサイト、自治体による広報普及 等）

② 未実施市町村の実施促進

<対応(案)>

- 1 メダルプロジェクト等を通じた未実施市町村の実施促進
- 2 地方部における市町村間連携等による収集運搬コスト低減の取組促進

③ 違法な回収ルートの手減

<対応(案)>

- 1 廃棄物処理法・バーゼル法の改正（法改正済み、施行準備中）
- 2 指導・取締に関する自治体向け手引きの共有、セミナー開催

④ その他の回収ルートの開拓

<対応(案)>

- 1 事業者からの小型家電の回収拡大、インターネット販売との連携 等

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上

＜対応（案）＞

1 ピックアップ回収、ステーション回収の促進

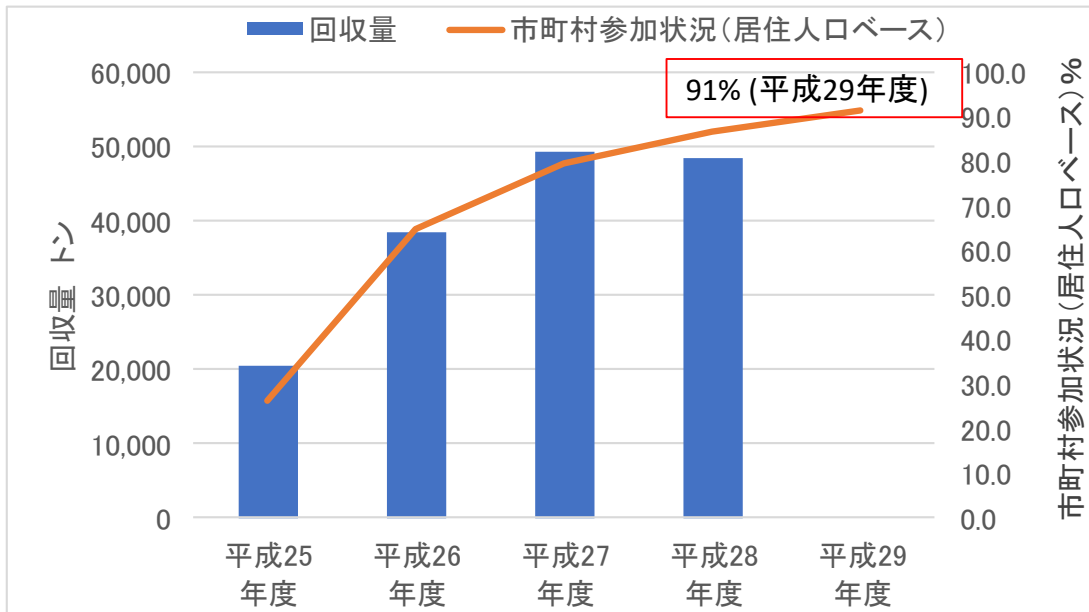
2 他主体（認定事業者、小売店等）との連携促進

3 住民への効果的な周知（メダルプロジェクト、環境省ポータルサイト、自治体による広報普及 等）

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上

- 使用済小型家電の回収量と市町村参加状況（居住人口ベース）の推移は類似の傾向にあり、これまでは参加市町村数（居住人口ベース）の増加が回収量増加に寄与していることがわかる。平成29年7月時点で市町村参加状況（居住人口ベース）は91%まで増加している。
- 一方で、小型家電リサイクルを実施している各市町村において、一人あたりの年間回収量にばらつきが見られ、今後は小型家電リサイクル実施市町村における一人あたり回収量の増加を図ることがより一層重要となる。

市町村における小型家電の回収量と参加市町村の推移



1人あたり年間回収量の分布

区分	市町村数	人口(万人)	
1kg以上	321	1,845	14%
0.5kg～1kg	198	1,694	
0.3kg～0.5kg	97	528	
0.1kg～0.3kg	185	1,558	
0.1kg未満	514	6,047	47%
未実施/未回答	426	1,094	
合計	1,741	12,766	

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

1. ピックアップ回収、ステーション回収の促進

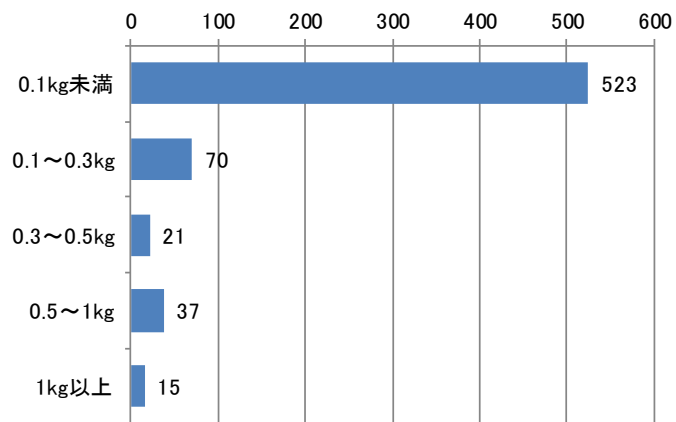
- ピックアップ回収は、1人あたり平均回収量が0.7kgと比較的多いが、実施方法次第で回収量のばらつきが大きい。 ステーション回収は、一人あたり平均回収量が1.0kgと最も多いが、実施には人員・コストや住民の理解・協力等が必要となるため、実施市町村数が比較的少ない。
- このため、小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業および優良事例の横展開を通じて、市町村による効果的なピックアップ回収、ステーション回収の促進を図り、回収量の向上を目指す。

回収方法別 1人あたり※年間小型家電回収量の分布（平成28年度）

※各回収方法の回収量の回答があった市町村人口の合計を母数とする。

ボックス回収

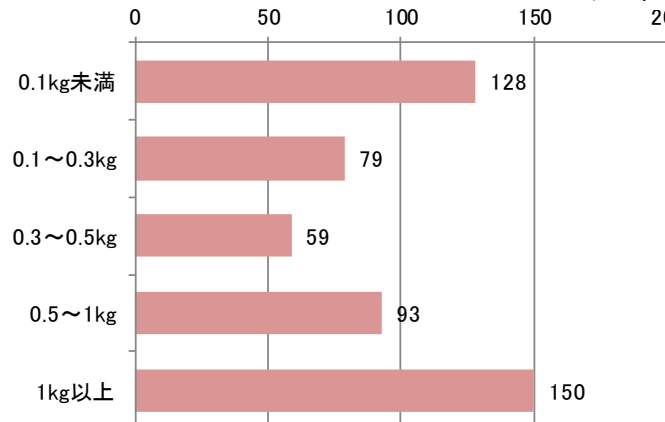
(666市町村)



実施市町村数：666市町村
1人あたり平均回収量：0.1kg

ピックアップ回収

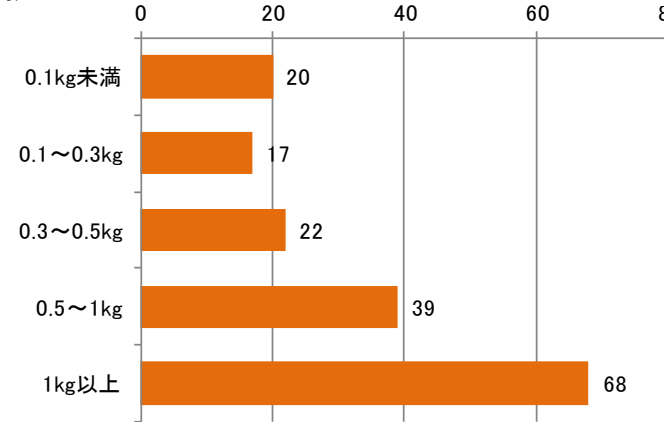
(509市町村)



実施市町村数：509市町村
1人あたり平均回収量：0.7kg

ステーション回収

(166市町村)



実施市町村数：166市町村
1人あたり平均回収量：1.0kg

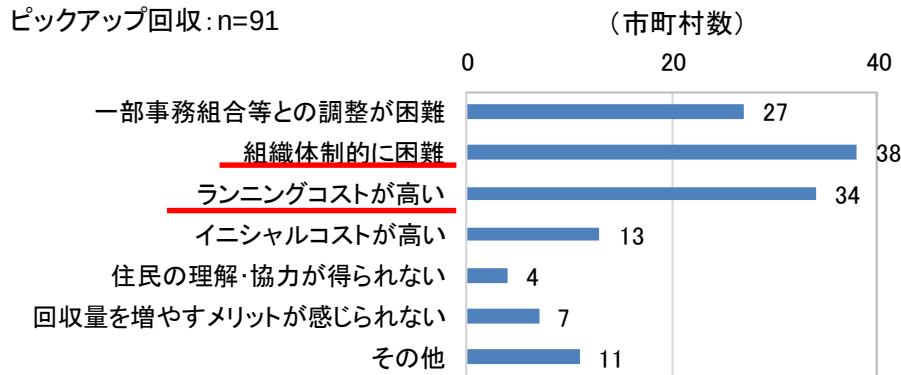


ピックアップ回収、ステーション回収が困難な理由

1. ピックアップ回収、ステーション回収の促進

○ ピックアップ回収、ステーション回収の実施が困難と回答した市町村では、その理由として、「ランニングコストが高い」「組織体制的に困難」等が多くあげられた。

ピックアップ回収の実施が難しい場合の理由 (平成28年度)



ステーション回収の実施が難しい場合の理由 (平成28年度)



○ 具体的な理由の例

スペース	収集した不燃ごみは、不燃ごみ処理施設のピットに直接投入されるため <u>ピックアップすることがスペース上不可能</u> 。
コスト	現在も不燃ごみからガスボンベ等の危険物を分別しているが、さらに <u>小型家電を分別する場合は、追加コストが必要</u> 。
人員	収集した不燃ごみは、近隣市町村で構成する一部事務組合の施設に持ち込まれる。ピックアップ回収の実施にあたっては、近隣市町村との合意が必要であり、 <u>現在の人員では全市町村の関連組織への説明を十分に行うことができない</u> 。
ごみ量	人口が多く、収集量も非常に多い。収集したごみから小型家電だけをピックアップする作業は、 <u>ごみ量が多すぎるためコスト、人員等の様々な観点から困難</u> 。

○ 具体的な理由の例

従来の分別区分	従来の分別区分が少なく、 <u>小型家電のみの分別区分を新設することがそもそも困難</u> 。
コスト	人口が多く、ごみステーションの数も多いため、 <u>分別区分の新設のためには、多大なコストが必要</u> 。
人員	分別区分の新設のためには住民説明会の開催等、事前に住民に周知することが必要。職員は他の業務も兼務しており、 <u>小型家電の分別区分を新設するための人員の確保が困難</u> 。

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

1. ピックアップ回収、ステーション回収の促進

○ 小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業

- 市町村における効果的な回収方法の検討にあたっては、人口規模、従来のごみ回収区分、清掃工場の設備など、それぞれの市町村の状況に応じた対応が必要。
- そこで、環境省（委託先）が現場確認を行い、市町村の実情を把握した上で、市町村の担当者や施設運営者との意見交換を通じて課題を抽出し、改善メニューの検討、市町村に対する提案を行う支援事業を平成28年度より実施。（平成28年度：17市町村、平成29年度：10市町村）

現場確認

意見交換

課題抽出・提案

提案内容の検討改善

○ 市町村支援事業の具体事例（1／3）

宇都宮市（人口：約52万人）：1人あたり回収量134g/年（H27）⇒ **352g/年（H29※）** ⇒ **約2.6倍**

※4～9月までの6ヶ月の実績で年換算

<課題>

- ピックアップしている品目は、重量が小さいものばかりとなっており、回収量が少ない。
- 当該品目は、過去の経緯で決定しており、現場での対応可能性を踏まえた再検討の余地あり。

<対策実施結果>

- 追加品目検討のために組成調査を実施。結果を踏まえてピックアップ対象としていなかった品目を今年4月から追加。品目を加えた後も現場体制の見直しや売却単価は変更なし。
 - 従来の回収品目：携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、カーナビ、小型ゲーム機、音楽プレーヤー、CD・MDプレーヤー、DVDプレーヤー、パソコン、電話、ファックス、プリンター、ステレオセット等
 - 追加した品目：ファンヒーター、石油ストーブ、電子レンジ等サイズの大きいもの
- 品目の追加検討にあたっては、試験的に約1ヶ月品目の追加を行い、現場での対応可能性（人員、コスト増加可能性等）を検証した。

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

1. ピックアップ回収、ステーション回収の促進

○ 市町村支援事業の具体事例(2／3)

青梅市（人口：約14万人、1人あたり回収量57g/年（H27）⇒ 1,588g/年（H29※）⇒ 約28倍

※4～9月までの6ヶ月の実績で年換算

<課題>

- 小型家電のピックアップを実施しているが、認定事業者へ引き渡されているものは一部のみ。
- これは既存の資源物の引渡し先やピックアップ体制を継続していたためであり、再検討の余地あり。

<対策実施結果>

- リサイクルセンターの業務フローを見直し、現場との調整を踏まえ既存体制から無理のない範囲でピックアップ体制を変更。これまで携帯電話と高品位品のみであった引渡品目に、低品位品、コード類、モーターを追加。
- 品目の追加検討にあたっては、認定事業者及び地元業者との調整も実施。認定事業者の特徴も考慮しながら複数の認定事業者から見積もりを取得し、有価で売却できる品目・条件等を調整。

○ 市町村支援事業の具体事例(3／3)

北海道奈井江町（人口：約0.6万人、1人あたり回収量160g/年（H27）⇒ 458g/年（H29※）⇒ 約2.9倍

※4～9月までの6ヶ月の実績で年換算

<課題>

- 町で排出される燃えないごみの1/3～1/2程度は、町の最終処分場において直接埋立されている。
- これらに小型家電が含まれている可能性あり。

<対策実施結果>

- 直接埋立されている燃えないごみについて、試験的にピックアップ回収を実施し、1割程度の小型家電の混入を確認。
- 作業を単純化するため、燃えないごみの収集時に小型家電が単体で袋に入っているもののみを分ける方法を採用することで、分別区分の増設や回収体制の変更を行わずに、処理委託料のコストアップがない形で小型家電の回収量が増加。

○ 改善方策や優良事例の横展開

市町村支援事業等から得られた優良事例や改善方策(参考資料2)をとりまとめて、市町村への説明会等を通じて情報提供を実施し、横展開を図っていく。

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

2. 他主体（認定事業者、小売店等）との連携促進

- ピックアップ回収、ステーション回収については、市町村の人口規模が大きくなるにつれ、実施困難または効果的な実施が困難と回答する自治体が増える傾向にある。
- 効果的なピックアップ回収やステーション回収の実施が困難な場合、市町村は他の主体と連携し、市民にとって多様な排出先の確保を検討する必要がある。
- 特に、市町村との「包括連携協定」を活用したスーパー等の小売店を活用した回収方法については、小売店側にも地域貢献等の面から有意義な取組であり、市町村からの積極的な提案が期待される。

人口分布別の各回収方法毎の1人あたり回収量

	1人あたり回収量 (g/人)				
	ボックスのみ	ステーションのみ	ピックアップのみ	複数回収ボックスを又含む	複数回収ボックスを含まない
1万人未満	228	1,117	945	827	1,078
1～3万人	190	1,447	953	818	309
3～5万人	127	733	1,112	1,042	423
5～10万人	181	393	873	822	402
10～20万人	63	260	727	655	254
20～30万人	27	35	—	542	61
30～50万人	18	448	579	604	44
50～100万人	33	—	—	471	311
100万人以上	5	—	—	62	22

市町村と他主体との連携（イメージ）

<小売業者との連携>

○小売店への回収ボックスの設置

消費者の利便性が高いスーパーやホームセンター等に回収ボックスを設置する。



小売店にボックス設置

○小売店にて実施されている回収サービスを住民へ周知

家電量販店等で実施されている小型家電回収サービスについて、市町村から住民に周知を行う。



店頭回収



配送時回収

<認定事業者との連携>

○認定事業者と連携したイベント回収の実施

認定事業者と連携したイベント回収を実施して、住民の小型家電リサイクルへの接点を増やす。

○認定事業者の直接回収拠点や回収サービスを住民へ周知

認定事業者が運営する直接回収拠点や、宅配便回収などの認定事業者のサービスについて、市町村から住民に周知を行う。



拠点回収



宅配便回収

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

2. 他主体（認定事業者、小売店等）との連携促進

- A市、B市（人口100万人以上）では、ごみ収集区分や体制の変更が困難等の事由から、効果的なステーション回収、ピックアップ回収の実施が困難な状況。
- A市、B市ともに、市として実施しているボックス回収において、小売店等の協力のもと生活動線に沿った場所に回収ボックスを設置。
- さらに、認定事業者による直接回収について、市のホームページや広報誌にて住民に周知することで、多様な排出機会を提供し、全体での回収量を向上させている。

A市の事例

<A市の取組>

<平成28年度回収量>

①部分的なピックアップ回収

現行の体制下で可能な範囲でピックアップ回収を実施。

32t
(1人あたり16g)

②公共施設でのボックス回収

区役所・清掃事業所等の24箇所にボックス設置。
認定事業者が定期的に回収。

130t
(1人あたり67g)

③民間施設でのボックス回収

スーパー等の協力のもと、民間施設12箇所にボックス設置。
認定事業者が定期的に回収。

合計812t
(1人あたり415g)

④認定事業者の直接回収の広報

市のホームページや広報誌にて、認定事業者の直接回収拠点（市内17箇所）や家電量販店（市内7店舗）での小型家電回収、宅配便を活用した小型家電回収を広報。

650t
(1人あたり332g)

B市の事例

<B市の取組>

<平成28年度回収量>

①公共施設でのボックス回収

区役所・環境事業所等の14箇所にボックス設置。

市職員が定期的に回収。

（※現在、B市では回収方法の拡大を検討中。）

5t
(1人あたり4.5g)

②民間施設でのボックス回収

スーパー・ホームセンター等の協力のもと、民間施設19箇所にボックス設置。

市職員が定期的に回収。

15t
(1人あたり14g)

③認定事業者の直接回収の広報

市のホームページや広報誌にて、家電量販店（市内5店舗）での小型家電回収や、宅配便を活用した小型家電回収を広報。

103t
(1人あたり96g)

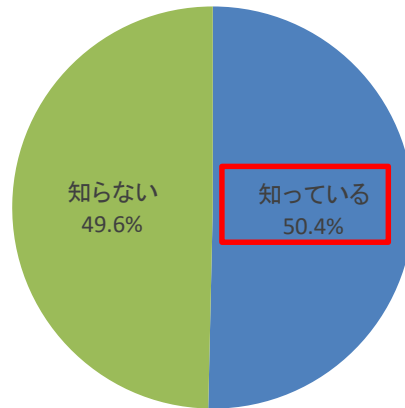
合計124t
(1人あたり115g)

① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

3. 住民への効果的な周知

- 住民は市町村の回収方法等について十分に認識していない可能性が高い。
- このため、メダルプロジェクトの機運も捉え、住民への回収方法等に関する広報普及、環境省ポータルサイトの活用促進、自治体による住民への広報普及の更なる促進を図る。

＜小型家電リサイクル法の認知度（全体）＞
N=3,747



平成29年10月時点

＜制度に対する住民の認知不足の可能性＞

- ・制度自体を認知していない。
- ・小型家電リサイクルの意義が浸透していない。
- ・市町村の回収方法（小型家電の排出方法）を把握していない。

○メダルプロジェクトと連携した広報普及

詳細はスライドP12。

○環境省の「小型家電リサイクル回収ポータルサイト」の活用促進

消費者が、居住地域の小型家電の排出方法に関する情報を簡単に把握できるよう、それぞれの市町村の回収品目、排出方法、回収ボックスの場所などの情報を網羅的にまとめた回収ポータルサイトを平成28年7月に開設。
<http://kogatakaden.env.go.jp/>



○自治体による広報普及

住民への広報では、対象品目と排出方法をタイミング良く分かりやすく周知することや、住民にとってのメリットを訴求することが重要。（例えば、年末年始（大掃除）や年度末（引越）の大量排出タイミングを意識した広報、または無料で排出可能であることを掲示）



① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じた制度普及

- 2017年4月より、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」がスタート。（約2年間）
- 2020オリパラ組織委員会、環境省、東京都、NTTドコモ、小型家電認定事業者（日本環境衛生センター）が連携し、小型家電リサイクル制度に基づくプロジェクト参加自治体等による回収とNTTドコモで回収。
- 小型家電リサイクル制度の認知度向上、回収量増加につなげ、プロジェクト終了後も循環型社会として定着するレガシーとなるよう、環境省も自治体の回収支援等に協力。（12月18日現在、1,274自治体が参加）



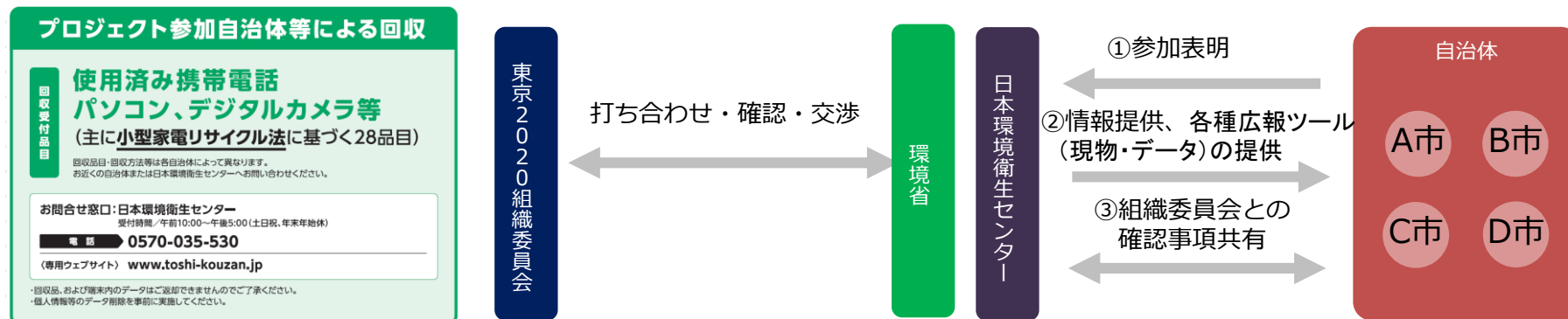
■ オリンピック史上初の試み

※メダルは東京2020組織委員会が制作します。

国民が参画し、メダル製作を目的に小型家電等の回収を行い、集まったものから抽出された金属でメダルの製作（約5,000個）を行うプロジェクトは、オリンピック・パラリンピック史上初の試み。

■ 使用済み小型家電のリサイクルを通じて、東京2020大会に国民が参画できるプログラム

不要になった携帯電話・パソコン・デジカメ等、小型家電リサイクル法の全品目が対象。使用済み小型家電を、メダルプロジェクト用の回収方法へ排出することで、東京2020大会に参画できる国民参画形式のプロジェクト。自治体を中心とした小型家電リサイクル法のスキームを通じて実施。



① 実施市町村における一人あたり回収量の向上（対応案）

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じた制度普及

- メダルプロジェクトの機運を捉え、日本全国でイベント回収を実施し、小型家電リサイクルの普及を図る。



【北海道 幌延町】



【東京都 渋谷区】



【埼玉県 所沢市】



【愛知県 名古屋市】



【愛媛県 松山市】

② 未実施市町村の実施促進

<対応(案)>

- 1 メダルプロジェクト等を通じた未実施市町村の実施促進
- 2 地方部における市町村間連携等による収集運搬コスト低減の取組促進

② 未実施市町村の実施促進

1. メダルプロジェクト等を通じた未実施市町村の実施促進

- 本年6月、環境省から全国すべての市町村に携帯電話専用・小型簡易型ボックスを配布。
- このボックスは、小型家電リサイクルの回収拠点の新設および制度普及に必要な広報ツールの一環として活用可能。
- 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を契機に、ボックスの設置等により、約200市町村が新たに小型家電リサイクルを実施。



- ✓ 図書館・スポーツ施設・食品スーパー等の受付カウンター等に設置可能
- ✓ 盗難防止用のセキュリティ仕様



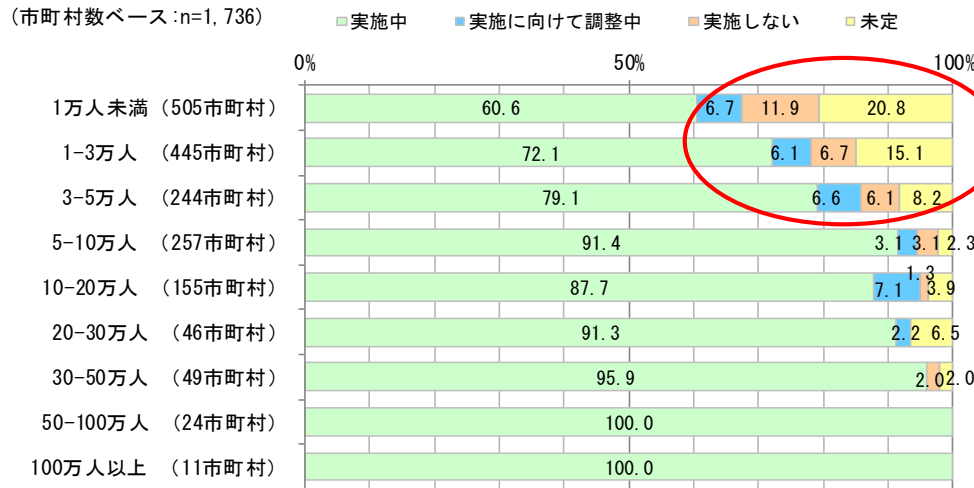
携帯電話専用・小型簡易型回収ボックス

② 未実施市町村の実施促進

2. 地方部における市町村間連携等による収集運搬コスト低減の取組促進

- 市町村の参加状況を人口規模別に見ると、人口規模が大きな市町村では実施率が高く、小さな市町村では実施率が低い傾向がある。
- 人口50万人以上では「実施中」の割合が100%、5-50万人では「実施中」の割合が91%ある一方で、人口5万人以下では「実施中」の割合が80%未満となり、人口1万人未満では60.6%まで低下する。
- これは、地方部では使用済小型家電の排出量が少なく、また処理施設までの距離が遠い傾向にあるため、仮に回収体制を構築したとしても、回収量に比べ、収集運搬費用が高くなり、取引価格が低い、あるいは逆有償となることが主な原因の一つと考えられる。

人口規模別の市町村参加状況（平成29年7月時点）



地方部における小型家電リサイクルの課題例

<モデル>

- ①人口1万人
- ②1人あたり回収量0.5kg（年間回収量5トン）
- ③認定事業者の拠点から150km

<実施イメージ>

【十分な保管スペースがある市町村の場合】

⇒一定量を保管した後（例えば、半年間程度）、効率的な大型車等で収集運搬することが可能だが、長距離輸送のため、収集運搬費用は割高。

【十分な保管スペースがない市町村の場合】

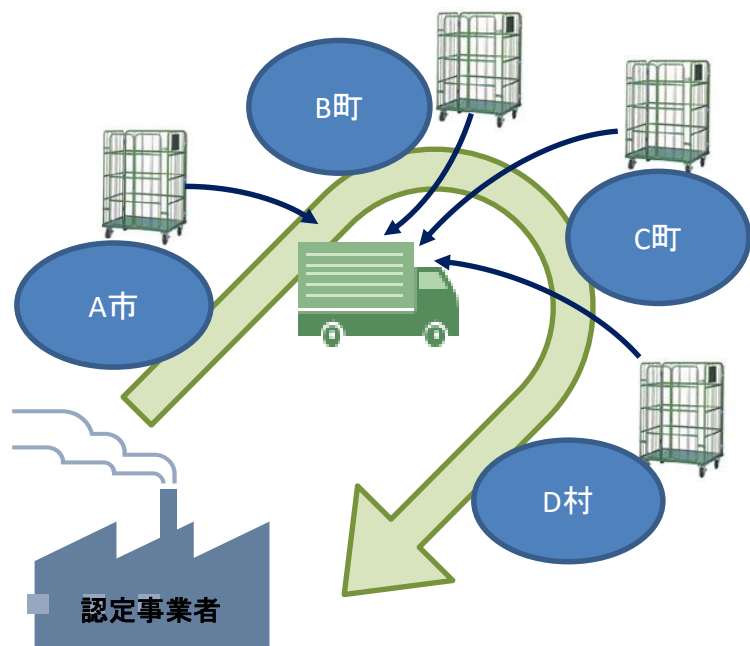
⇒長距離輸送に加え、小ロットでの運搬しかできず、運搬回数増加による収集運搬費用のさらなる負担増。

② 未実施市町村の実施促進（対応案）

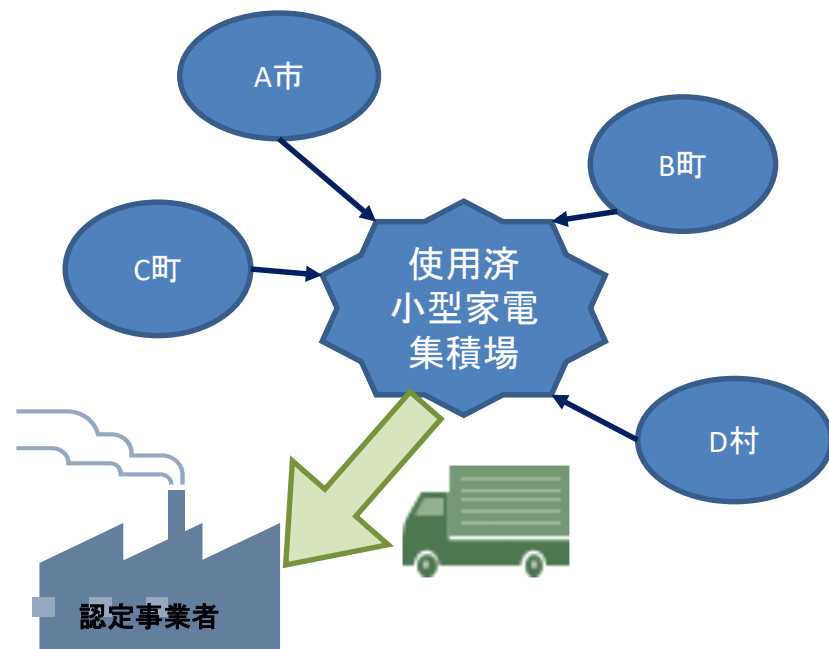
2. 地方部における市町村間連携等による収集運搬コスト低減の取組促進

- 複数の小規模市町村間で連携し、小型家電リサイクルを実施する取組を促進。
- 使用済小型家電を大ロット化して認定事業者へ引き渡すこと、また収集運搬の効率化により取引価格が向上し、小型家電リサイクルを実施する市町村が増加することを期待。

【市町村間連携の取り組み（イメージ）】



- 各市町村が分別回収し、カゴ台車等で一時保管。
- 各市町村が連携し、同じ認定事業者と契約し、収集日を同じ日に設定することで、認定事業者が相積みで回収。



- 各市町村が一部事務組合の集積場等に小型家電を集積。
- 認定事業者は集積場から一括回収する。

③ 違法な回収ルートのパ撲滅

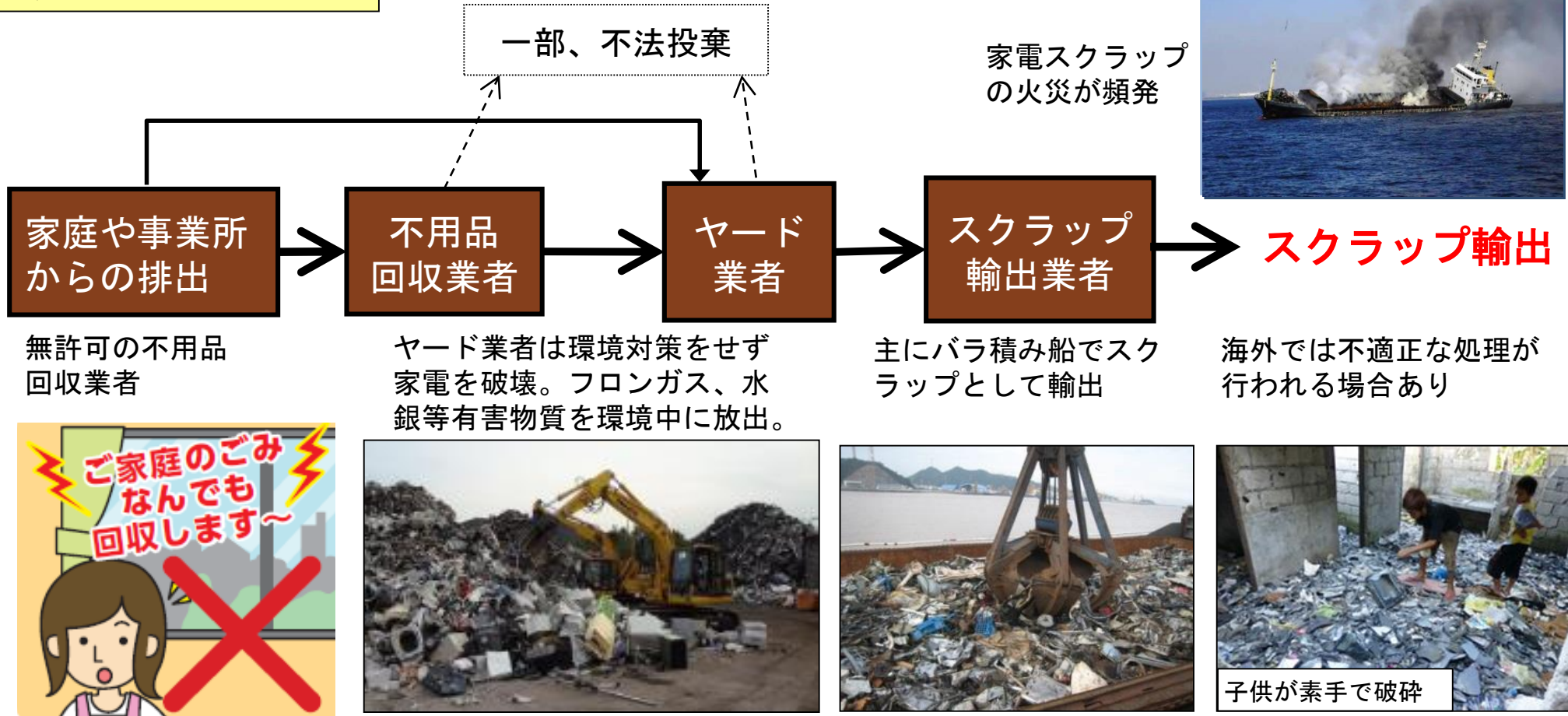
<対応(案)>

- 1 廃棄物処理法・バーゼル法の改正(法改正済み、施行準備中)
- 2 指導・取締に関する自治体向け手引きの共有、セミナー開催

③ 違法な回収ルート の撲滅

- 消費者アンケートの結果から、消費者が排出する使用済小型家電の1割以上が不用品回収業者に排出されている。
- 不用品回収業者の中には必要な許可を有せずに廃棄物を回収し、不適切な処理を行う違法業者が存在しており、こうした違法回収業者の取締りは、小型家電リサイクルの推進にとっても重要である。

違法な回収ルート



③ 違法な回収ルートへの撲滅（対応案）

1. 廃棄物処理法・バーゼル法の改正（法改正済み、施行準備中）

- 廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器※の保管等を業として行う者に対する届出制等の導入を行い、国内における有害使用済機器の不適正な保管等を規制。
- バーゼル法の見直しにより、輸出規制対象物の明確化等の措置を行い、水際での取締の強化を図る。
- 以上の措置により、違法な不用品回収業者等による使用済電気電子機器のスクラップヤードへの持ち込み、及び不適正輸出が困難となり、適正な再資源化ルートへの排出が促されると期待。

※有害使用済機器：使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）の概要

- 人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、有害使用済機器について、
 - ・ これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
 - ・ 処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加

- 対象機器（案）
- ・ 家電リサイクル法の対象4品目
 - ・ 小型家電リサイクル法の対象28品目
 - ・ リサイクル法対象品目である家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器（業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用プリンタ 等）



雑品スクラップ

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の一部を改正する法律（平成29年法律第62号）の概要

- バーゼル法の規制対象物である特定有害廃棄物等について、輸出入現場における取締の実効性を確保するため、規制対象物を明確化。

- 規制対象物として明確化するもの（案）
- ・ 家電リサイクル法の対象4品目
 - ・ 小型家電リサイクル法の対象28品目
 - ・ 上記2つのリサイクル法の対象機器と同種の業務用機器
 - ・ 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）、冷却用コンプレッサー（黒モーター）



シッパバックされた雑品スクラップ

③ 違法な回収ルート の撲滅（対応案）

2. 指導・取締に関する自治体向け手引きの共有、セミナー開催

- 平成29年6月に公布された廃棄物処理法の一部を改正する法律も踏まえ、引き続き、自治体職員向けセミナー等を通じて、違法回収業者の取締りの徹底に向けた取組を行う。

これまで(平成27～28年度)の取組

○自治体職員向けセミナーの実施

町中を巡回する違法回収業者やヤード業者の指導・取締り等について、取締り実績のある自治体職員から、具体的な事例を踏まえた対応方針を講演するセミナーを全国で開催。

	参加自治体職員数
平成27年度	419名
平成28年度	258名

○モデル事業の実施

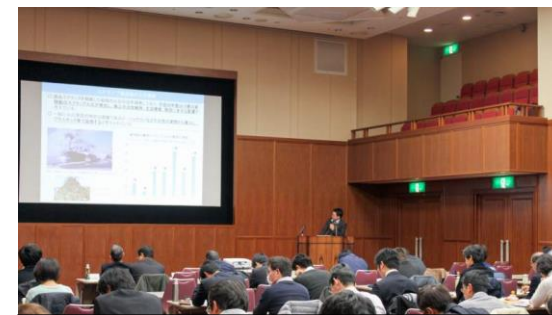
平成27年度：違法回収業者に廃家電等を排出しないよう住民周知する広報の手法についてモデル事業を実施。
平成28年度：都道府県、市町村の廃棄物担当者による検討会を設置し、取締りまでの行程を検討するモデル事業を実施。自治体職員向けに違法な廃棄物回収業者の指導・取締強化のための手引きを作成。

○優良事例のとりまとめ

違法回収業者の取締りや住民向け広報に関する優良事例集をとりまとめ、平成28年4月に全国市町村に共有。

平成29年度の取組

- ① 廃棄物処理法の改正を踏まえ、今後の違法回収業者に対する実践的・効果的な指導・取締に向けた検討会を実施予定。
- ② 自治体職員向けセミナーを全国4箇所で開催予定。



自治体職員向けセミナー

④ その他の回収ルートの開拓

＜対応（案）＞

- 1 事業者からの小型家電の回収拡大、インターネット販売との連携 等

④ その他回収ルートの開拓

○事業者からの小型家電回収の可能性

- 関係者へのヒアリングによれば、自治体、教育委員会、小売店、リース業者、賃貸業者等の事業者において、パソコン等の小型家電回収ニーズは存在する。
- 一方、小型家電単独で産業廃棄物として排出されるケースが少ないこと、パソコン等の有価性が高い小型家電については、認定事業者の優位性（適正処理、高度な再資源化、個人情報保護対応等）が十分に理解されずに、単純に価格の比較のみで、別の事業者の有価売却される例が指摘されている。
- 事業者ニーズを踏まえた上で、事業者からの小型家電回収に関する課題の改善策の検討の必要性。

○インターネット販売事業者からの小型家電回収の可能性

- インターネット販売の拡大により、小型家電の流通形態が変化している。
- 現在、小売店での小型家電の買換えが、小型家電の排出機会及び回収機会となっている。
- インターネット販売の機会を捉えた小型家電の回収（例えば、既存の流通網の有効活用等）の検討の必要性。

小型家電リサイクルの促進に向けた取組（イメージ）

○ 関係主体の連携促進や情報共有を更に進めることで、小型家電リサイクルを促進。

